

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）の行った公文書の部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

開示請求をした者（以下「本件請求者」という。）は、平成20年2月26日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「
、
、
の砂利採取における現在から過去5年間の深浅測量図、採取後の海底地形を測深機等によりメートルメッシュで記録したもの及び測量業者名、過去10年間各業者の採取区域図面及び各業者の採取数量報告書、海砂採取に係る予算、それに伴う経費（支出関係）
県土木の深浅測量図」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に該当する公文書として、「平成15年4月以降に提出された砂利採取計画認可及び一般海域内行為許可申請書に添付された深浅測量図及び関連する図面」、「平成15年4月以降の土石採取実績報告書」及び「過去5年間のGPS賃貸借、傭船に係る契約、支出関係書類及び監視に係る旅行命令簿」を特定した。

3 第三者に対する意見聴取

実施機関は、特定した公文書に実施機関以外のものに関する情報が記録されているため、平成20年3月4日付けで条例第9条第1項の規定に基づき、特定した公文書に情報が記録されている異議申立人らに対して意見書提出の機会を付与した。

4 実施機関の処分

実施機関は、平成20年3月19日付けで部分開示の決定を行うとともに、その旨を本件請求者及び意見書提出の機会を付与した異議申立人らに通知した。

5 異議申立て

異議申立人は、上記2の
及び
（以下「本件公文書」という。）に係る部分開示の決定（以下「本件処分」という。）を不服として、平成20年3月28日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てとともに

に、本件処分の執行停止の申立てを行った。

6 執行停止の決定

実施機関は、平成20年4月1日付けで本件処分の執行停止の決定を行い、本件請求者及び異議申立人らに通知した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、開示をする決定の部分を取り消し、これを非開示とする決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 本件開示請求に係る文書は、異議申立人の営業上の秘密に関する情報であって、この開示は、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものであるといわざるを得ない。
- (2) さらに、異議申立人は、山口県から海砂採取の許可を得るに当たって、海砂採取が、水産資源や、環境に対して、どのような影響を与えるかという点について、調査する一定のノウハウを有しているものであるが、上記文書が開示されることによって、そのノウハウが流出するおそれがある。さらに、採取実績に関しては、営業秘密そのものであり、このような情報が外部に漏れることによって、多大な損失を蒙るおそれがある。また、例えば、採取船については、傭船によっているものであるから、採取船の船主に働きかけて、異議申立人の営業を妨害することに利用されるおそれが大きいのである。このような意味からは、基本的に法人の事業に関する情報は、実施機関の許可、不許可の判断や監督権限を適切に行使するために使用するとの限定で、一般には公にしないとの条件にて、提供されているものと認めるべきものであって、異議申立人の意思に反して、これの開示を認めることは、到底、できないというべきである。
- (3) なお、異議申立人との利害を調整すべき公益代表者というべき や には、山口県に対する許可申請書に添付すべき同意書の同意条件として、本件開示請求に係る情報は、開示する約定になっているものであるから、開示を認めないことによる弊害はないといわざるを得ないのである。
- (4) むしろ、異議申立人は、 地方裁判所における異議申立人の においても、営業妨害行為を継続して受けたことから、月間報告書等の営業や経営方針等の重要情報が、異議申立人の営業妨害を行う者に漏洩されないように閲覧制限の申立てを行って、平成 年 月から まで継続して、閲覧制限の許可を認められているものである。

事業運営のための重要情報を、営業妨害を行う者に開示しなければならない理由はないという極めて当たり前の決定が、裁判所では行われているものであるが、本件開示決定は、このような当たり前のことに対する配慮を忘れていたにすぎないものである。

(5) よって、申立の趣旨のとおり決定を求めるものである。

3 異議申立てに係る実施機関からの理由説明書に対する意見（省略）

第4 実施機関の説明要旨

1 本件公文書について

(1) 根拠法令

山口県においては、一般海域で土石の採取を行う場合は、一般海域の利用に関する条例（平成10年山口県条例第3号。以下「一般海域利用条例」という。）第3条に基づく許可を受けなければならない。その申請の添付書類として一般海域の利用に関する条例施行規則（平成10年山口県規則第75号。以下「規則」という。）第2条第1項第2号イにより深浅測量図及び「一般海域における土石採取許可の取扱いについて」（平成10年6月1日施行。以下「取扱い」という。）の12により土石の採取実績報告を求めている。

(2) 公文書の特定

本件請求に係る「、、の砂利採取における現在から過去5年間の深浅測量図、採取後の海底地形を測深機等によりメートルメッシュで記録したもの及び測量業者名」として規則に基づき、当該申請者から所管行政庁である山口県知事へ提出された「平成15年4月以降に提出された砂利採取計画認可及び一般海域内行為許可申請書に添付された深浅測量図及び関連する図面」を特定し、「過去10年間各業者の採取区域図面及び各業者の採取数量報告書」として、取扱いに基づき、当該申請者から山口県土木建築事務所長あてに提出された「土石採取実績報告書」のうち平成14年度から平成19年度の開示請求日までのものを特定し、また「海砂採取に係る予算、それに伴う経費（支出関係）」として、「過去5年間のGPS賃貸借、傭船に係る契約、支出関係書類及び監視に係る旅行命令簿」を特定した。

また、本件請求に係る「県土木の深浅測量図」は作成されておらず請求を却下した。「過去10年間各業者の採取区域図面及び各業者の採取数量報告書」のうち、平成10年度から平成13年度までの4年間分に係る公文書は保存期間の経過により廃棄処分されているため、請求を却下し、平成14年度分については、本件請求

者が過去に同公文書について開示を受けていたため、本件請求者の承諾を得た上で開示しないこととした。

2 部分開示をした理由等について

(1) 本件公文書の内容・構成

「平成15年4月以降に提出された砂利採取計画認可及び一般海域内行為許可申請書に添付された深浅測量図及び関連する図面」は、各申請者により形式及び構成の多少の違いがあるが、このうち異議申立人から提出されたものは、測量業者名の記載された表紙、水深図、航跡図、横断図からなっており、記載内容に条例第11条第3号の規定による法人等に関する情報（以下「法人等情報」という。）を含んでいる。

「土石採取実績報告書」は、一般海域利用条例により許可を受けた業者名、住所、採取区域、許可区域面積、採取船舶名、採取期間、当月採取量、累計採取量（当該年度）、採取年月日、採取開始時刻、採取終了時刻、業務主任者名、採取量、荷揚先及び添付資料として航海日誌からなっており、記載内容に条例第11条第2号の規定による個人に関する情報（以下「個人情報」という。）と法人等情報を含んでいる。

(2) 部分開示とした理由

条例第4条の規定では、条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める者（以下「請求者」という。）の権利を最大限に尊重しなければならないとしている。また、第12条の規定では、公文書に第11条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合において、その部分を容易に区分することができる場合には、その部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない（部分開示）としている。

本件公文書は、(1)のとおり法人等情報を含むが、これは容易に区分することができるため、区分した部分ごとにそれぞれ部分開示をする部分、できない部分の判断を行った上で、部分開示の決定を行ったものである。

(3) 部分開示とした部分

ア 個人情報

条例第11条第2号の規定では、個人情報であってイからニに掲げる以外の特定の個人が識別され、または識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）について非開示情報としている。

本件公文書には、船長名、業務主任者名の個人識別情報（氏名）が含まれ、これを非開示とする。

イ 法人等情報

条例第11条第3号の規定では、法人等情報であって、イからハに掲げる以外のもの、公開することにより当該法人に不利益を与えるおそれのあるものについて、非開示情報としている。

本件公文書には、荷揚地、測量業者名、印影が含まれ、これは法人の内部管理情報、取引先情報であり、当該法人に不利益を与えるおそれがあるものであり、かつ、同号のイからハに掲げる情報に該当するとは言えないものである。

(4) 異議申立ての理由に対する反論

ア 「深浅測量図を公表することにより、海砂採取が水産資源や環境に対してどのように影響するかについての調査のノウハウが流出するおそれがあるのではないか。」という点について

当該公文書は、あくまで調査結果を表示しているにすぎず、それにより測量その他調査方法などの技術的ノウハウまで流出するものとはいえない。

イ 「採取実績は、営業上の秘密そのものであり、公表されることにより不利益を被るおそれがあるのではないか。また、採取船舶名が公表されることにより、採取船舶の船主に対して働きかけ営業妨害に利用されるおそれがあるのではないか。」という点について

採取は許可された採取量内でなされるものであり、その採取実績が公開されることにより、不利益が生じるとは考えられない。また、異議申立人は請求者をある特定の者と推測し危惧しているにすぎず、採取船舶の船主に対して働きかけ異議申立人の営業を妨害するという事は開示による不利益として通常予測される範囲を超えるものである。

(5) まとめ

以上のとおり、本件公文書のうち、個人情報及び法人等情報は非開示とするが、その他の情報については、当該業者に客観的・具体的な不利益を与えるおそれが想定できないため、部分開示をすることとしたい。

第5 審査会の判断

1 本件公文書内容及び性格

本件公文書のうち、「平成15年4月以降に提出された砂利採取計画認可及び一般海域内行為許可申請書に添付された深浅測量図及び関連する図面」は、規則第2条第1項第2号イの規定に基づき、異議申立人から所管行政庁である山口県知事に提出されたもので、表紙、水深図、航跡図及び横断面図から成るものである。また、「平成

「15年4月以降の土石採取実績報告書」は、取扱いの12の規定に基づき、異議申立人から 土木建築事務所長に提出されたもので、当該報告書及びその添付資料である航海日誌の写しから成るものである。

これらは、いずれも実施機関の職員が職務上取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有していることから、本件公文書は、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 開示請求者について

異議申立人は、事業運営のための重要情報を、営業妨害行為を行う者に開示しなければならない理由はない旨主張する。

しかし、条例は、何人にも公文書の開示を請求する権利を認めており、このような情報公開制度の趣旨から、実施機関が非開示事項に該当するかどうかを判断するに当たっては、開示を求める目的、公文書に記録されている情報と請求者の関係の有無等、開示の請求者の属性に関することは斟酌できないものと考えらるべきである。

したがって、実施機関が開示請求に係る公文書に記録されている情報の開示をするかどうかの決定を行うに当たっては、開示請求者の請求理由、使用目的等によって影響されることはなく、当該公文書に記録されている情報のうち、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの、法人に不利益を与えるおそれのあるもの等、条例第11条各号に規定する開示をしないことができる情報に該当するかどうかを客観的かつ合理的に判断し、当該情報に該当しないものについて、開示をする決定を行うのであるから、その決定に係る開示の範囲は、開示請求者によって異なるということとはあり得ないのである。

確かに、情報公開制度に内在する制約として、請求者は開示請求によって得た情報を犯罪行為に利用するなど違法な使用や著しく妥当性を欠く使用等、開示請求権を濫用することが許されないことは当然であるが、異議申立人の主張する理由をもって非開示とすることはできないものである。

3 条例第11条第3号の該当性について

(1) 条例第11条第3号について

条例第11条は、同条第3号に規定する「法人（国及び独立行政法人等並びに地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

しかし、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、条例第

11条第3号イからハに規定する情報については、開示をすることとなっている。

また、本号に規定する「不利益を与えるおそれ」があるかどうかについては、請求に係る情報の一般的な性質から、客観的に判断されるべきものであり、生産技術上や販売上のノウハウに関する情報、信用上不利益を与える情報、人事等専ら法人の内部管理情報などが本号に該当するものと解される。

(2) 本件公文書について

ア 平成15年4月以降に提出された砂利採取計画認可及び一般海域内行為許可申請書に添付された深浅測量図及び関連する図面

当審査会が見分したところによれば、実施機関が本件処分で開示することとした情報（以下「本件開示情報」という。）のうち、当該公文書に係るものは、表紙に記載された報告書名、月日及び異議申立人の名称並びに水深図、航跡図及び横断面図に記載された土石採取地点の海底地形測量の結果に関する情報であり、本号に該当すると解される情報は含まれていないと認められる。

したがって、本件開示情報のうち、当該公文書に係るものは、いずれも異議申立人の事業活動に不利益を生じさせるおそれのある情報とは認められないことから、開示をすることが妥当である。

イ 平成15年4月以降の土石採取実績報告書

当該公文書は、取扱いの12に定める別記様式に必要事項を記入し提出されたものであり、当審査会が見分したところによれば、本件開示情報のうち、当該公文書に係るものは、別記様式並びに当該様式に記入された提出年月日、提出先機関名、届出者住所氏名、採取区域、許可区域面積、採取船舶名、採取期間、採取年月日、採取開始時刻、採取終了時刻及び採取量（当月採取量、累計採取量（当該年度）及び採取年月日ごとの採取量をいう。以下同じ。）である。

このうち、採取年月日、採取開始時刻、採取終了時刻及び採取量（以下「採取量等情報」という。）については、土石採取の実績に関する情報である。

ところで、一般海域における土石採取は、一般海域の機能を損なうおそれのある行為であることから、一般海域の適正かつ公平な利用を確保するため、採取量が制限されるなど、一般海域利用条例による許可制の下で行われている。その上で、許可を受けた者に対しては、採取実績を毎月報告する義務が課されている。

こうしたことを踏まえると、採取量等情報については、一般の事業活動以上に高い透明性が求められ、許可を受けた者において操業が適正に行われていることを対外的に明らかにすることが強く要請されているというべきである。また、実施機関は、許可した行為が適正に行われているか否か検証できるよう、情報の公

開を行う責任を有しているというべきであり、採取量等情報は、実施機関として開示すべき情報と考えられる。さらに、本件の場合、当該公文書において取引先情報につながる荷揚先に関する情報が非開示とされていることを斟酌すると、採取量等情報は、本号に該当すると解される情報とは認められない。

次に、届出者住所氏名、採取区域、許可区域面積、採取船舶名及び採取期間については、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第29条及び砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省・建設省令第1号）第7条の規定により標識に記載することが義務付けられている事項から容易に判明する情報であることから、当該情報は、本号に該当すると解される情報とは認められない。

また、提出年月日及び提出先機関名については、様式の提出に関する情報であり、本号に該当すると解される情報とは認められない。

したがって、本件開示情報のうち、当該公文書に係るものは、いずれも異議申立人の事業活動に不利益を生じさせるおそれのある情報とは認められないことから、開示をすることが妥当である。

ウ 航海日誌

当該公文書は、土石採取実績報告書の添付資料として提出されたものである。当審査会が見分したところによれば、本件開示情報のうち、当該公文書に係るものは、航海日誌の様式及び当該様式に記録された船舶の動静に関する情報であり、本号に該当すると解される情報とは認められない。

したがって、本件開示情報のうち、当該公文書に係るものは、いずれも異議申立人の事業活動に不利益を生じさせるおそれのある情報とは認められないことから、開示をすることが妥当である。

エ その他

異議申立人は、基本的に法人の事業に関する情報は、実施機関の許可、不許可の判断や監督権限を適切に行使するために使用するとの限定で、一般には公にはしないとの条件で提供されているものと認めるべきものであって、異議申立人の意思に反して、これの開示を認めることはできない旨主張する。

しかし、本件公文書は、規則又は取扱いに基づき提出されたものであって、非公開を条件に提出されたものとは考えられない。また、本号において開示をしないことができる情報は、(1)に述べたとおりのものであって、異議申立人の主張する理由をもって、非開示とすることはできない。

4 条例第11条第4号の該当性について

(1) 条例第11条第4号について

条例第11条は、同条第4号に規定する「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を開示しないことができるとしている。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、規則又は取扱いに基づき異議申立人から提出されたものであり、当審査会が見分したところによれば、本件開示情報には本号に該当すると解される情報は含まれておらず、当該情報は、開示をすることが妥当である。

5 条例第11条第5号の該当性について

(1) 条例第11条第5号について

条例第11条は、同条第5号に規定する「県の機関（県が設立した地方独立行政法人を含む。以下同じ。）又は国等の機関（県の機関を除く。以下同じ。）の事務又は事業に係る意思形成の過程において行われる県の機関の内部若しくは相互間又は県の機関と国等の機関との間における審議、調査、研究、協議等に関する情報であって、公開することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生じるおそれがあるもの」を開示しないことができるとしている。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、規則又は取扱いに基づき異議申立人から提出されたものであり、当審査会が見分したところによれば、本件開示情報には本号に該当すると解される情報は含まれておらず、当該情報は、開示をすることが妥当である。

6 条例第11条第6号の該当性について

(1) 条例第11条第6号について

条例第11条は、同条第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」を開示しないことができるとしている。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、規則又は取扱いに基づき異議申立人から提出されたものであり、当審査会が見分したところによれば、本件開示情報には本号に該当すると解される情報は含まれておらず、当該情報は、開示をすることが妥当である。

7 その他

異議申立人は意見書で採取権をめぐる紛争等について種々意見を述べているが、審査会は条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

以上の理由から、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第6 審査会の審査経過等
別紙のとおり（省略）